

奈良県告示第四百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十六年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 施行者の名称

橿原市

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画道路事業三・五・八一号畝傍駅前通り線

三 事業施行期間

変更後の事業施行期間 平成三年六月二十五日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

- (一) 収用の部分 変更なし
- (二) 使用の部分 なし